市内建設工事入札参加資格者 各位

佐久市長 栁田 清二

## 建設業法施行令の一部改正に伴う「佐久市建設工事の 配置技術者について」の見直しについて(通知)

平素は、市行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)により、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる発注者から直接請け負った建設工事における下請契約の請負代金の額並びに施工体制台帳の作成及び備置きが必要となる下請契約の請負代金の額が引き上げられるとともに、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額が引き上げられることとなりました。

これらの改正は、令和5年1月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、 施行後は全ての工事について改正後の基準が適用されることとなります。

この改正に伴い、「佐久市建設工事の配置技術者について」の見直しを、別紙のとおり行いますので通知します。

なお、当市においても政令の施行される令和5年1月1日より適用します。

## 【改正点】

- 1 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の下限額
  - ア 建築一式工事 … (改正前) 6,000 万円 → (改正後) 7,000 万円
  - イ 建築一式工事以外…(改正前)4,000万円 → (改正後)4,500万円
- 2 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置が求められる建設工 事の請負代金額
  - ア 建築一式工事 … (改正前) 7,000 万円 → (改正後) 8,000 万円
  - イ 建築一式工事以外…(改正前)3,500万円 → (改正後)4,000万円

\*なお、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐久市役所契約課契約係 電話 0267-62-3084(直通)